

都市再生特別措置法施行令の一部改正に伴う居住誘導区域の変更に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	都市再生特別措置法施行令の一部改正に伴う居住誘導区域の変更
政策等の案の公表の日	令和3年8月2日（月）
意見提出期間	令和3年8月2日（月）から令和3年8月31日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	3件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0件
C	今後の検討のために参考とするもの	0件
D	その他（質問など）	3件

〈具体的な内容〉

(1) 居住誘導区域の変更に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	立地適正化計画の居住誘導区域何㎡のうち、何㎡が除外されるのか。	D	居住誘導区域 2,148ha（2,148 万㎡）のうち、平成 31 年 3 月以降に神奈川県が指定した土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を合わせた 13ha（13 万㎡）を除外します。
2	小田原市が公表している大規模盛土造成地 35 箇所のうち、変更前の居住誘導区域にあるものは何箇所あるか。	D	変更前の居住誘導区域内に大規模盛土造成地は 10 箇所ありました。
3	小田原市が公表している大規模盛土造成地 35 箇所のうち、変更後の居住誘導区域から除外されるものは何箇所あるか。	D	大規模盛土造成地に 5 箇所の一部が除外されましたが、個所数 10 箇所と変更はありませんでした。